

## 生産者のGAPに対する意識

農業・園芸総合研究所

### 1 取り上げた理由

消費者の食の安全・安心への関心が高まる中、農業生産現場においてはGAP（Good Agricultural Practice、適正農業規範）に取り組み、安全な農産物生産のための生産管理を実施することが求められている。生産者のGAPに対する意向を明らかにしたので参考資料とする。

### 2 参考資料

1) GAPの必要性を認めている生産者の割合は高い。

GAPの認知状況は現状では低く、一般的な産地の生産者の場合、「知らない」という回答が全体の半分以上を占めた（図1）。

GAPの内容について説明の後、GAPの必要性を質問したところ、「必要」「どちらかという必要」と回答した生産者は、GAPの認知状況に関わらず、全体の8割以上を占めた（図2）。

2) GAPに適合した取り組みの実施率が高い。

生産者は、日ごろの生産活動において、既に当たり前のこととしてGAPに適合した取組み（生産物の衛生的な取り扱い、農薬の適正使用等）を実施していた（表2）。生産者のGAPへの理解が得られ、取組み事項の記録が可能な体制が整えば、GAPの生産現場への導入は可能と考えられる。

3) GAPの導入時には、具体的な取組み事項と判断基準の設定が必要。

生産者がGAPに取り組む上で問題と捉えているのは、「実施を判定するための基準があいまい」「他の記録が多い」「記帳の時間がない」という事項であった（図3）。

GAPの導入時には、実施の判定を明確化し記帳時間の短縮を図るために、具体的な取組み事項と判断基準を設定が必要と考えられる。

取組み事項、判断基準は、GAPを導入する生産者、部会等で事前に検討し、定期的に見直しを行う必要がある。

### 3 利活用の留意点

1) 本調査は、農協生産部会2か所（表1）へのアンケート調査（配布、回収は農協。平成18年10月実施）によるものである。

2) GAPとは、Good Agricultural Practiceの略称で、一般的には「適正農業規範」と訳されている。農作物生産の各段階で、食品の安全確保などへ向けた適切な農業生産を実施するための管理のポイントを整理し、それを実践・記録する取組みである。

3) 農林水産省では平成17年4月に「『食品安全のためのGAP』策定普及マニュアル」を制定し、地域の状況に合ったGAPを作成し、自主的に取り組むことを推進している。

（問い合わせ先：宮城県農業・園芸総合研究所情報経営部 電話022-383-8119）

#### 4 背景となった主要な試験研究

- 1) 研究課題名及び研究期間 宮城県版野菜GAPの確立（平成18～20年度）
- 2) 参考データ

表1 調査対象部会

部会名	A農協トマト部会 <一般的な産地>	B農協産直トマト部会 <先進産地>
特徴	現状では特に衛生管理に対する取り組みは無し 調整作業は基本的に選果場で実施	実需者から衛生管理に対する要求を受けている
調査対象	選果場メンバーのうち現在出荷している部会員69名	現在出荷している部会員21名
回収率	75%	100%

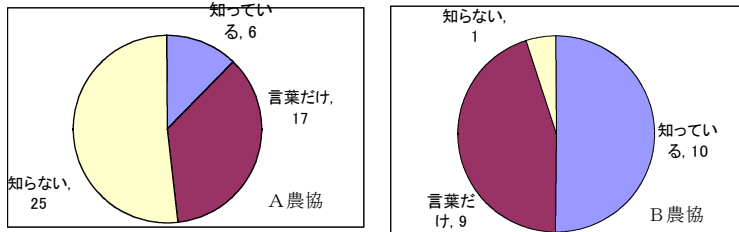


図1 GAPの認知状況（人 無回答者を除く）

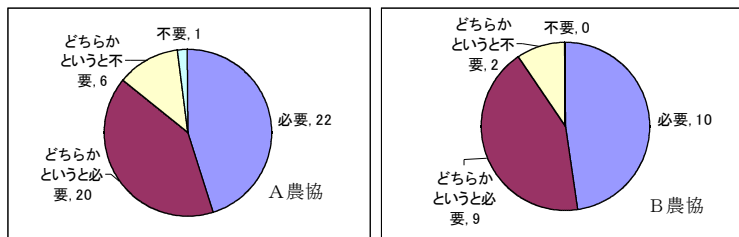


図2 GAPの必要性についての認識（人 無回答者を除く）

表2 GAPチェック項目の自己評価

分野	質問数	自己評価点数（平均）		
		A農協	B農協	法人
衛生	13	2.7	3.0	4.0
農薬	10	2.8	3.1	3.5
施肥	4	3.3	3.3	4.0
その他共通	7	3.0	3.3	3.9
全体		3.0	3.2	3.9

表3 GAPチェック項目例

分野	チェック項目例
衛生	収穫作業前に手を洗っているか
	飲食・喫煙は調整作業とは別の場所で行っているか
農薬	農薬の使用前にラベルを確認しているか
	農薬の在庫台帳をつけているか
施肥	肥料は栽培暦等に基づき適切に施用しているか
	成分が明らかな堆肥を施用しているか
その他共通	用水の水源を把握しているか
	作業機械は定期的にメンテナンスを実施しているか

（自己評価点数）やっている:4, どちらかというや  
 っている:3, どちらとも言えない:2, どちらかとい  
 うとやっていない:1, やっていない:0  
 (法人)仙台近郊養液栽培法人

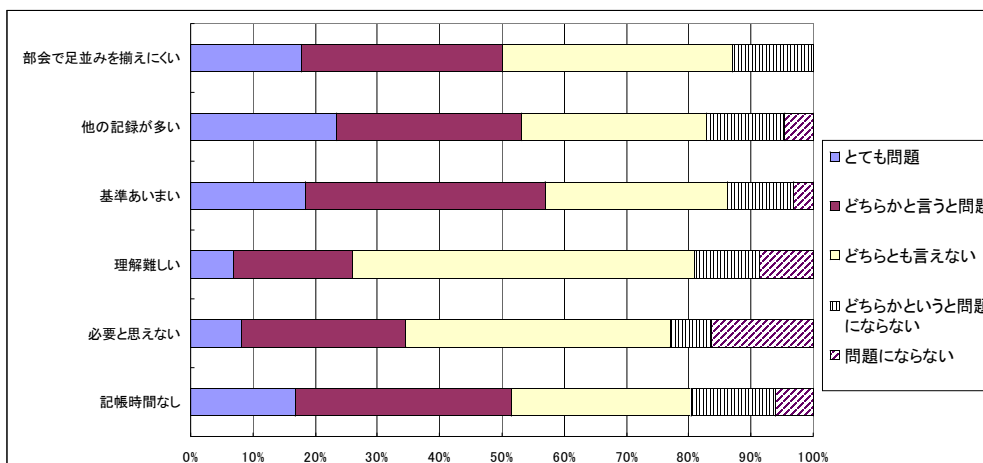


図3 GAPに取り組む上での障害（県内2農協トマト部会へのアンケート調査結果）

- 3) 発表論文等 なし